

橿原市と奈良労働局との雇用対策協定

第2期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、橿原市の将来ビジョンを戦略的に実現することを目指しており、基本計画の目指す姿「新たな産業を生み出す環境が整い、地域経済の循環を市民がまちの賑わいとして実感しています。」を実現するための施策を展開していくことが重要である。

このため、橿原市（以下「甲」という。）と奈良労働局（以下「乙」という。）は、地域の雇用対策における課題を共有し、相互の連携により市民の就労促進を図り、雇用対策に関する政策を一体的に推進していくため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、甲における雇用に関する重要課題を双方が認識し、雇用施策を効果的・効率的に進めていくため連携し、子育て世代、若年者の就労支援及び生活困窮者等の自立支援のための就労支援を実施していくことを目的とする。

（事業内容等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、子育て世代・若年者・生活困窮者等の就労に関する情報の提供、職業相談及び職業紹介の窓口を整備し、双方の各種支援メニューを有効に活用して一体的に就労支援を実施することとし、具体的な取組及び実施方法等を事業計画として定めることとする。
2 前項の事業計画に係る事項は、甲及び乙により組織する運営協議会で定めるものとする。

（要請等）

第3条 甲及び乙は、各自が取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 甲及び乙は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は締結する日から実施する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月25日

橿原市長

龜田 晃彦

奈良労働局長

鈴木 伸宏